

松江市固定資産評価審査委員会告示第1号

松江市固定資産評価審査委員会情報セキュリティ基本方針を次のように定める。

令和8年3月26日

松江市固定資産評価審査委員会

委員長 上村 敏博



松江市固定資産評価審査委員会情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 この方針は、松江市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産の機密の保持、正確性・完全性の維持及び定められた範囲での利用可能な状態の維持の確保を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (3) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (4) 情報資産 情報システム、データ及び記録媒体をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産の機密を保持し、正確性・完全性を維持し、定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。
- (6) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (7) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等をいう。

(適用範囲)

第3条 この方針は、委員会が保有する情報資産を使用する委員会の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）に適用する。

(職員の責務)

第4条 職員は、情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、職務の遂行において使用する情報資産を保護するため、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- (6) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）

(情報セキュリティ責任者等の設置)

第5条 この方針の目的を達成するため、委員会に情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者を置く。

2 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものを充てる。

- (1) 情報セキュリティ責任者 委員長
- (2) 情報セキュリティ管理者 書記長

(情報セキュリティ責任者の責務)

第6条 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ管理者の責務)

第7条 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ責任者を補佐するとともに、委員会の情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報資産の分類及び情報セキュリティ対策)

第8条 情報セキュリティ管理者は、情報資産を分類し、適切な情報セキュリティの水準を維持するために、当該分類に応じ、次に掲げる情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

- (1) 情報システムを設置した場所への不正な立入り又は情報資産の持出し若しくは破壊等の物理的な侵害から情報資産を保護するための物理的な情報セキュリティ対策

(2) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備及び周知徹底をはじめとした情報資産を取り扱う職員に対する教育等の人的な情報セキュリティ対策

(3) 情報資産に対する不正アクセスの防止、コンピュータウイルス対策等の技術的な情報セキュリティ対策

(情報セキュリティ対策の見直し)

第9条 情報セキュリティ管理者は、前条の情報セキュリティ対策を必要に応じて見直しを行い、常に適切な情報セキュリティの水準を維持しなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検)

第10条 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検するものとする。

(情報セキュリティ事故の報告)

第11条 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに情報セキュリティ責任者に報告するとともに、松江市情報セキュリティポリシー（令和7年松江市訓令第9号）の例により対応しなければならない。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。